

大山ダム堤体観測等業務

特記仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める測量調査等業務共通仕様書(令和6年4月)(以下「共通仕様書」という。)に優先して「大山ダム堤体観測等業務」(以下「本業務」という。)に適用する。
なお、本業務は共通仕様書第1編第1章第1節第1項に示す「測量業務」とする。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

大分県日田市大山町西大山地内

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

堤体観測	1式
貯水池周辺斜面巡視	1式

第3節 履行期間

1. 履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和10年3月31日迄とする。
なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。
2. 跡片付期間(跡片付、契約変更手続き期間等)として20日を見込んでいるので、この期間を残して現場作業(仮設物の撤去等を除く)がおおむね完了するように努めるものとする。

第4節 関連業務等

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。
 - (1) 大山ダム維持管理工事(仮称)
 - (2) 日田地区堆砂測量業務(仮称)
 - (3) その他監督員が通知した業務等
2. これらの関連業務等は、本業務に密接な関連があるので、受注者は工程等について、当該業務等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

第5節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第 6 節 低入札価格調査

1. 入札価格が入札説明書（別紙）に示す工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 2 に基づく基準価格を下回ったときは、入札価格、業務執行体制等に関する調査等を行うので、協力されたい。
2. 調査等に当たり、受注者は、配置を予定する技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として、「現場責任者」を定められたい。

第 7 節 主任技術者

1. 本業務の主任技術者は、入札公告及び入札説明書の「配置予定技術者の資格・業務経歴」の様式に配置予定技術者として記載した者の中から配置するものとする。ただし、主任技術者を変更できるのは、病休、死亡・退職等極めて特別な場合に限る。
2. 病気等特別な理由のためやむを得ず主任技術者を変更する場合は、監督員の承諾を得て、本業務の入札説明書に定められた配置予定技術者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

第 8 節 提出書類

業務実績の登録については、業務実績情報サービス (TECRIS)、又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) に登録するものとする（TECRIS 及び AGRIS の両方へ登録することも可）。

なお、AGRIS に登録する場合は、共通仕様書第 1 編第 1 章第 11 節第 3 項に変え、以下による。100 万円未満の業務の登録については、監督員の承諾を得ること。

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務等について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) に基づき、請負・変更・完了・訂正時に業務実績情報として業務実績データを作成し、監督員の確認を受けたうえで、請負時は契約後 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関（社団法人農業農村整備情報総合センター）に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務実績登録の受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

第 9 節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は 3 回以上とする。業務打合せは、原則として主任技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 年間成果品取りまとめ時（1 回）
- (3) 成果品納入時

第 10 節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 大山ダム堤体観測等業務報告書（令和6年度分、令和7年度分）
 - (2) その他、監督員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1.に定める以外の資料が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第11節 土地への立入り等

土地への立入り等については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 受注者は、土地への立入りに当たっては、あらかじめ監督員の了解を得るものとする。
2. 受注者は、現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
3. 受注者は、監督員の認めた以外でむやみに障害物を損傷等（伐採含む）した場合には、受注者の責任において処理するものとする。
4. 受注者は、土地への立入りに当たっては、発注者の貸与する腕章を着用し、使用車両には発注者の貸与する自動車通行証を張り付けるものとする。

なお、腕章及び自動車通証は業務開始時に貸与し、業務完了時に返却しなければならない。

第12節 成果品の提出

12-1 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和6年3月：国土交通省）」（以下「要領」という。）（URL：http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD）で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【業務編】（令和6年3月：国土交通省）」（http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/）に基づき行うものとし、業務着手前に「事前協議チェックシート（調査設計業務用）」を用いて監督員と協議するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

12-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しているのので、記入内容等については監督員から指示を受けること。

2. 受注者は、次の成果品を年度毎に提出するものとする。

(1) 報告書 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 式 (2 部)

(2) 写真データ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 式 (1 部)

撮影した写真データは月毎のフォルダーに分けて保存すること。

12-3 部分引渡し

業務完成に先立って、引渡しを受ける指定部分及びその引渡し時期は、次表のとおりである。

項目	引渡し部分	部分引渡し時期	備考
堤体観測等業務	(令和8年度分) ・堤体観測結果 ・貯水池周辺斜面巡視結果	令和9年3月頃	

第 13 節 設計変更等

設計変更等については、契約書第 17 条から第 25 条及び共通仕様書第 1 章第 22 節から第 25 節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン (平成 27 年 11 月)」(独立行政法人水資源機構)による。

第 14 節 下請負

受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度監督員に提出しなければならない。

第 15 節 安全等の確保

安全管理については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 階段、斜面等を昇り下りする作業であることから、転落・墜落対策、山林部においては、害虫(蜂、毒蛇等)に注意し、作業を実施しなければならない。
2. 業務時には、安全チョッキ、保安帽等を着用し、作業を実施しなければならない。
3. 11 月 1 日から翌年 3 月 15 日までは、狩猟期間となっているため、現地作業にあたっては、十分に注意するものとする。

第 16 節 履行報告

受注者は、共通仕様書第 1 編第 35 節「履行報告」に基づき、業務履行報告書を作成し、監督員に提出するものとする。

第 17 節 支給品及び貸与品等

本業務において必要となる計測器については、次表のとおり貸与するものとする。

なお、貸与品は計測日毎に貸与・返却するものとし、支給・貸与物品受領書は提出不要とする。精密機器のため取り扱いには十分注意し、重大な過失により観測機器に損傷を与えた場合は受注者の責任で修理すること。

1. 貸与品

品名	規格	単位	数量	備考
MGL型専用ソフト	MGL5Kwin	式	1	
NetCT-1用データ変換抽出ソフト	PCカードビューア	式	1	
SRAMカード	64KB	枚	6	
コンパクトフラッシュカード	携帯型ネットワークコントローラ用	枚	1	
携帯型ネットワークコントローラ	NetCT-1	台	1	PCカードアダプタ含む
MGLメモリーカード用カードリーダー	DR30A	台	1	ケーブル含む
バッテリー		式	1	必要数

2. 支給品

品名	規格	単位	数量	備考
電池		式	1	必要数

3. 引渡し場所及び引渡し時期

(1) 引渡し場所 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 大山ダム管理所

(2) 引渡し時期 堤体観測実施前

4. 返却場所及び返却時期

(1) 返却場所 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 大山ダム管理所

(2) 返却時期 堤体観測実施後

第 18 節 業務上履行上必要な監視システム

観測・巡視結果を大山ダム管理所無線室内にある堤体自動監視システム、斜面観測装置を使用してデータの入力・確認を行うものとする。

なお、無線室内には他設備もあるため、不必要な設備の閲覧などは禁止する。

第 19 節 その他

1. 施設の利用

受注者は、大山ダム管理所において業務を実施する場合は、本業務の実施上必要な庁舎等の施設について、別途使用貸借契約を締結し、無償で利用することが出来るものとする。

ただし、管理所では不必要な箇所への立ち入り、資料の閲覧などは禁止する。

2. 1.により施設を利用し、業務を実施する場合には、行政機関の休日を除く日における 8 時 30 分から 17 時迄の間に実施しなければならない。

なお、通常時間帯以外に施設を利用する場合は監督員の承諾を得なければならない。

3. 物品類の使用

業務遂行にあたり必要な物品類は受注者で準備すること。

第20節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料又は参考図は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

第21節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の取組に努めるものとする。
ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善を図ることであり、取組内容は次のとおりとする。
 - (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（又は連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（又は連休前）に依頼をしない。）
2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めて、決定した内容は打合せ記録簿に整理のうえ、受発注者間で共有するものとする。
3. ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の業務上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

第22節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムについては、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 1.7）
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。
また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注

者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第 23 節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、大山ダム堤体内に設置されている計器の観測を行うとともに、堤体壁面、監査廊内及び堤頂道路胸壁等の構造物の観察、クラック等の計測を行い、観測データの蓄積及びその挙動確認を行うものである。

また、貯水池周辺の巡視を行い、斜面状況、構造物等の観察、クラック等の計測、地滑り自動観測データの挙動状況の確認、堤体観測局のデータの収集を行うものである。

第2節 業務内容

2-1 計画準備

受注者は、業務に先立ち、業務の内容を十分検討したうえで、業務全般の業務計画を立案するものとする。

2-2 観測体制等

1. 堤体観測データ収集及び貯水池周辺斜面巡視は、それぞれ2名体制で行うものとする。観測方法等については、監督員と打合せを行い、観測体制を万全にした後に臨まなければならない。
2. 観測日時等は原則同一時間帯において行うものとする。観測日については、監督員と協議するものとする。
3. 堤体観測データ収集及び貯水池周辺斜面巡視の頻度は1回/月とする。ただし、堤体観測の変位量測定は4月、7月、1月（年3回）とする。
4. 堤体観測に収集したデータは、別途監督員の指示するファイルに入力し、グラフ等を作成した後、速やかに電子メール等で監督員に提出するものとする。
5. 堤体観測等の観測内容について変更を行うことがある。その場合は、観測にかかる行程などを監督員と協議するものとする。協議の結果、監督員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
6. 貯水池周辺斜面の巡視は、徒歩で行うものとする（ダム下流崩落箇所は除く）。

2-3 堤体観測

1. 観測内容

大山ダム堤体内において漏水量及び揚圧力の測定を行うとともに、通廊内、堤頂部、堤体下流面、堤体周辺斜面等のダム堤体内外の観測を行うものとする。

また、状況写真撮影（定点写真撮影含む）をし、報告するものとする。

詳細な観測箇所数及び観測項目等については以下のとおりである。

観測場所	観測項目	観測装置等	箇所数	備考
通廊内	漏水量	基礎排水孔	71ヶ所	手動観測

観測場所	観測項目	観測装置等	箇所数	備考
BL10上下流通廊	漏水量	基礎排水孔	3ヶ所	〃
BL13上下流通廊	漏水量	基礎排水孔	2ヶ所	〃
	漏水量	検定堰	1ヶ所	
小計			77ヶ所	
通廊内	漏水量	継目排水孔	23ヶ所	手動観測
小計			23ヶ所	
堤体下流面16BL	漏水量	フーチング排水	1ヶ所	手動観測
小計			1ヶ所	
合計			101ヶ所	
通廊内	揚圧力		71ヶ所	手動観測
BL10上下流通廊	〃		3ヶ所	〃
BL13上下流通廊	〃		2ヶ所	〃
合計			76ヶ所	
通廊内	クラック、漏水等			目視巡視
堤体外	堤体からの漏水、クラック等			〃
	堤体周辺斜面の変状			〃
堤体内	変位量 (NP, RP)	プラムライン	1ヶ所	手動観測

なお、観測にあたっては、下記の内容が含まれるものとする。

- ① 堤体内の計器等の軽微な維持保守作業（遊離石灰等の除去）
- ② 天端横継目（7箇所）、下流フーチング横継目（1箇所）の開きの計測
- ③ 側水路基礎部からの漏水の濁り状態の監視・記録

観測終了後は、全観測データ（堤体変位等の自動計測データも含む）を機構が定める日報（様式-1）にて作成し、監督員に提出するものとする。様式はExcel（xlsx形式）で集計・グラフ化するものとする。

堤体観測で計測した漏水量及び揚圧力について、管理所無線室にある堤体自動監視システムへ計測値を手入力するものとする。入力後は、必ず入力ミスがないか観測者双方により確認するものとする。

観測期間中、観測計器、観測データ又は施設等に異常があった場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

変位量測定は、コーディネータを観測装置にセットし、ダム軸方向(X)及び上下流方向(Y)の数値を読み取り、併せて、たわみ検出器・たわみ増幅器・光送信装置の表示値を読み取り別紙様式に記入するものとする。

なお、変位量測定は、点検前・点検後に行うものとするが、調整を行った時は調整後も行うものとする。

また、点検時の作動確認として、懸垂線を数mm程度移動させ、観測装置が懸垂線に追随して作動することの確認及び油槽の状態を確認するものとし、懸垂線を作動させる前・後での観測装置の表示値を読み取るものとする。作動状況に異常がある

場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

測定は4月、7月、1月とする。10月に別件業務において設備点検を予定しているが、設備点検の状況により測定月を変更する場合がある。この場合は、監督員から測定月の変更を指示する。

2-4 貯水池周辺斜面巡視

斜面巡視は、貯水周辺斜面（ダム下流崩落箇所含む）及び道路、地形、構造物に変状がないか徒歩にて巡視を行うものとする。

なお、巡視中に異常があった場合には速やかに監督員へ報告するものとする。

業務の内容は以下のとおりとする。

- ・ 貯水池周辺斜面の巡視・定点計測（クラック等）・状況写真撮影（定点写真撮影含む）
- ・ 巡視・計測結果の日報整理（様式-2）
- ・ 斜面自動監視システムの確認
- ・ 堤体観測局のデータ収集
- ・ その他、監督員が指示する業務

また、貯水池周辺巡視時に不法投棄の状況及び貯水池の状況を目視により確認し、異常があった場合、速やかに監督員へ連絡するものとする。

斜面自動監視システムは、斜面对策ブロックに設置されているパイプ歪み計・アンカー荷重計・孔内傾斜計の観測データを大山ダム管理所無線室内にある斜面観測監視装置より確認するものとする。

道路、地形、構造物の変状を確認し、異状があった場合は、写真（スケッチ）、平面図に記録すること。

当該日の観測結果は、速やかにとりまとめ、監督員に報告するものとする。

ただし、資料及び観測結果に異常等がある場合は、監督員の指示を受け対応するものとする。

堤体観測局のデータ収集（ひずみ、間隙水圧）は、第1章第17節に示す貸与する携帯型ネットワークコントローラ（NetCT-1）により収集するものとする。収集したデータは、管理所無線室内にある堤体自動監視システムへ入力するものとする。

2-5 とりまとめ

受注者は、堤体観測、貯水池周辺斜面巡視結果を年度毎に報告書としてとりまとめるものとする。

2-6 地震発生時の協力要請

大分県日田市大山町、同県日田市前津江町のいずれかにおいて、震度4以上の地震情報が気象庁から発表された場合、又は大山ダム基礎部地震計において最大加速度が25gal以上観測された場合、臨時点検（堤体観測、巡視等）の協力を要請する場合がある。要請の内容については別途協議するものとし、その内容に応じて設計変更を行うものとする。

2-7 観測機器等不具合等への対応

観測機器等に不具合等が発生した場合、観測機器の点検・補修等を追加する場合があります。その際は設計変更を行うものとする。

－以 上－